

益田市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、益田市広告収入事業実施要綱（平成19年益田市告示第8号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、益田市広告収入事業広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載に係るホームページ)

第3条 広告掲載を行うサイズ、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第4条 広告主等(要綱第4条第1項に規定する広告主等をいう。以下同じ。)の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定のうえ、市広報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告主等は、益田市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第5条 広告主等は、広告物の原稿データ(テキスト広告の場合は、htmlプログラム)を基準及び別表に従って制作し、市長に提出するものとする。

2 広告物の原稿データの制作に係る経費は、広告主等が経費を負担するものとする。

(広告掲載の承諾)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告主等に広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の承諾の取消し)

第7条 要綱第9条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲載料が市長の定める日までに納付されないとき。

(2) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主等は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責め

に帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月17日から施行する。

(別表)

広告物の形式	掲載する広告物は、バナー広告またはテキスト広告とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、1ヶ月単位とする。なお、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
サイズ等	掲載する広告物のサイズ、画像形式及び容量は、特に指定のない限り次に掲げる基準によるものとする。 (1)サイズ 縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル (2)画像形式 GIF (アニメ不可) 又は JPEG (3)容量 4KB以内
広告掲載料	広告掲載料は、1枠1ヶ月あたり5,000円とする。なお、市長が必要と認める場合は、この限りではない。
禁止表現	次に掲げる表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は誤解を与えるおそれがあるため、掲載しない。 (1)「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」等のボタン (2)アラートマーク(注意を引くための矢印ボタン等) (3)ラジオボタン(意思表示をするために使うボタン) (4)テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの) (5)プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)
市の掲載情報との区別	次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかと混同するおそれがあるため、掲載しない。 (1)ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの (2)「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」等、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が市の事業と誤解しやすいもの
色調	広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次に掲げる基準によるものとする。 (1)文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこと。

	<p>(2) 金銀色、蛍光色及びウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度及び明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこと。</p>
解像度	<p>広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。</p>
聴覚的方法の併用	<p>視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げ機能を付加するため、バナー説明用の文字データも準備すること。</p>
優先掲載順位	<p>広告の掲載は、公共性の高いもの、地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先掲載順位は次のとおりとする。</p> <p>(1) 国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの 公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や地方公共団体と密接な関係を持って運営される公益法人等</p> <p>(2) 私企業のうち公共性の高いもの 電力、運輸（鉄道、バス）、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業</p> <p>(3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者又は商店会などの連合体</p> <p>(4) その他市長が適当と認めるもの</p> <p>(5) 同順位の中では掲載希望月数の多いものを優先する。</p> <p>(6) 同順位の申込希望者が多数の場合は、抽選で決定する。</p>